

令和6年第1回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	2 7 頁
議案第 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	3 5 頁
議案第 4 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	4 0 頁
議案第 5 号	令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号) ……………	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第 2 号) ……………	別冊
議案第 7 号	令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ……	別冊
議案第 8 号	令和 6 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算 ……	別冊

議案第1号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月9日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削り、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改める。

第28条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100		

29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600	382,500						
95		296,200	344,100	382,900						
96		296,600	344,500	383,300						

	97		296,800	344,700	383,600						
	98		297,100	345,100							
	99		297,500	345,500							
	100		297,900	345,800							
	101		298,100	346,100							
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
任期 付職 員		170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200	407,100	523,100

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改める。

第26条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、附則第5項の規定（千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）別表の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定及び附則第6項の規定（地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第6号。以下「令和5年整備条例」という。）附則別表の改正規定に限る。）による改正後の令和5年整備条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項（「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改める部分に限る。）及び第26条第2項（「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改める部分に限る。）の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、附則第5項の規定（会計年度任用職員給与条例第12条第1項及び第19条第1項（「100分の120」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める部分に限る。）の改正規定に限る。）による改正後の会計年度任用職員

給与条例の規定及び附則第6項の規定（令和5年整備条例附則第6条及び附則第7条の改正規定に限る。）による改正後の令和5年整備条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は附則第5項の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は附則第5項の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は附則第5項の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則の定めるところによる。

（千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第19条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、「、若しくは失職し」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

（単位：円）

号 給	給料月額
-----	------

1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400

28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800

55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700

82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400

(地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

6 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

附則第7条中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第5条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 区 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月

	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
暫定再任用職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

7 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

附則第7条中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

○ 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあっては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。</u>次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者において</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第28条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者において</p>

は、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特別管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 (略)

(休職者の給与)

第28条 (略)

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第23条第1

は、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特別管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 (略)

(休職者の給与)

第28条 (略)

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第1項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例に

<p>項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p> <p>別表第1 (別添)</p>	<p>よる額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 (略)</p> <p>別表第1 (別添)</p>
---	---

(第2条関係)

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(特別管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。)にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>3~5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の122.5</u>(特別管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3~5 (略)</p>

○ 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（附則第5項関係）

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（常勤会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表 （別添）</p>	<p>（常勤会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の132.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表 （別添）</p>

○ 地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第6号）

（附則第6項関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の勤勉手当）</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の100</u>」とあるのは、「<u>100分の47.5</u>」とする。</p> <p>附則別表 （別添）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の勤勉手当）</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。</p> <p>附則別表 （別添）</p>

（附則第7項関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の勤勉手当）</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 給与条例第23条から第25条までの規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">（暫定再任用職員の勤勉手当）</p> <p>第7条 給与条例第26条の規定は、暫定再任用職員について適用する。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは、「<u>100分の48.75</u>」とする。</p>

(第1条関係)

改正前

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700										
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600										
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700										
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800										
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900										
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200										
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700										
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100										
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500										
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300										
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100										
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000										
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700										
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100										
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400										
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500										
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800										
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800										
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700										
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600										
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500										
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100											
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600											
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100											
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200											

改正後

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100										
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000										
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100										
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200										
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300										
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600										
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100										
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500										
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900										
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700										
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500										
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400										
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100										
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500										
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800										
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900										
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200										
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200										
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100										
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000										
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900										
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500											
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000											
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500											
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600											

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		

26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		

62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600	382,500					
95		296,200	344,100	382,900					
96		296,600	344,500	383,300					
97		296,800	344,700	383,600					

62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					

(附則第5項関係)

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
会計年度任用職員給料表		会計年度任用職員給料表	
(単位:円)		(単位:円)	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	150,100	1	162,100
2	151,200	2	163,200
3	152,400	3	164,400
4	153,500	4	165,500
5	154,600	5	166,600
6	155,700	6	167,700
7	156,800	7	168,800
8	157,900	8	169,900
9	158,900	9	170,900
10	160,300	10	172,300
11	161,600	11	173,600
12	162,900	12	174,900
13	164,100	13	176,100
14	165,600	14	177,600
15	167,100	15	179,100
16	168,700	16	180,700
17	169,800	17	181,800
18	171,200	18	183,200
19	172,600	19	184,600
20	174,000	20	186,000
21	175,300	21	187,300
22	177,800	22	189,600
23	180,300	23	191,800
24	182,800	24	194,000
25	185,200	25	196,200
26	186,900	26	197,900
27	188,500	27	199,400

28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	199,900
35	201,400
36	202,900
37	204,200
38	205,500
39	206,700
40	208,000
41	209,300
42	210,600
43	211,900
44	213,200
45	214,300
46	215,600
47	216,900
48	218,200
49	219,200
50	220,300
51	221,300
52	222,300
53	223,300
54	224,200
55	225,100
56	226,000
57	226,300
58	227,100
59	227,800
60	228,500
61	229,200
62	230,000
63	230,700

28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800

64	231, 300
65	231, 900
66	232, 500
67	233, 100
68	233, 800
69	234, 500
70	235, 100
71	235, 600
72	236, 300
73	237, 000
74	237, 600
75	238, 200
76	238, 700
77	239, 300
78	240, 000
79	240, 700
80	241, 200
81	241, 700
82	242, 300
83	242, 900
84	243, 400
85	243, 900
86	244, 500
87	245, 100
88	245, 600
89	246, 100
90	246, 600
91	246, 900
92	247, 300
93	247, 600

64	236, 300
65	236, 800
66	237, 300
67	237, 800
68	238, 400
69	238, 900
70	239, 400
71	239, 900
72	240, 400
73	240, 900
74	241, 400
75	241, 800
76	242, 300
77	242, 800
78	243, 300
79	243, 800
80	244, 300
81	244, 700
82	245, 200
83	245, 600
84	246, 000
85	246, 400
86	246, 800
87	247, 200
88	247, 600
89	248, 000
90	248, 500
91	248, 800
92	249, 100
93	249, 400

(附則第6項関係)

改正前												改正後											
附則別表(附則第5条関係) 行政職給料表												附則別表(附則第5条関係) 行政職給料表											
職員の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
暫定再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		

議案第 2 号

千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を整備するため。

千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項後段を削り、同条第2項中「並びに第19条第2項及び第3項」を「、次条第2項及び第3項、第19条第2項及び第3項並びに第19条の2第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（常勤会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 給与条例第26条の規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たない常勤会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該常勤会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に常勤会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。

4 常勤会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該常勤会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第19条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、同条第3項」を「第23条第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第26条の規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

4 短時間勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成30年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。））にあつては、任命権者が定める者を除く。）」に改め、同条第2項中「を除く」を「にあつては、任命権者が定める者を除く」に改める。

千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）
（本則関係） （下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、常勤会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、短時間勤務会計年度任用職員にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（常勤会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の132.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 任期が6月に満たない常勤会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。<u>次項並びに第19条第2項及び第3項において同じ。</u>）は、当該常勤会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、常勤会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、短時間勤務会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（常勤会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第12条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期が6月に満たない常勤会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。<u>次項、次条第2項及び第3項、第19条第2項及び第3項並びに第19条の2第2項及び第3項において同じ。</u>）は、当該常勤会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>（常勤会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p>第12条の2 <u>給与条例第26条の規定は、任期が6月以上の常勤会計年度任用職員について準用する。</u></p>

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬(常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(新設)

2 任期が6月に満たない常勤会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該常勤会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に常勤会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上の常勤会計年度任用職員とみなす。

4 常勤会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該常勤会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第23条から第25条までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第23条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬(常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第26条の規定は、任期が

6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常勤会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が 6 月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

4 短時間勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

○ 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 30 年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）

（附則第 2 項関係）

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 11 条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第 11 条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の</p>

給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「給与条例」という。)第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「給与条例」という。)第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。))にあつては、任命権者が定める者を除く。のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員にあつては、任命権者が定める者を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

議案第 3 号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

交通の利便性の向上等の社会情勢の変化に応じ、実態に即した旅費制度の
運用を図ることができるよう、所要の改正を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第216号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第6条第8項中「定額」の次に「及び実費額」を加える。

第9条中「生じた」の次に「後の」を加える。

第11条第1項第3号を次のように改める。

(3) 公務上の必要により別に特別車両料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に支払った特別車両料金

第12条第5号を次のように改める。

(5) 第3号に規定する船舶による旅行の場合において、公務上の必要により別に特別船室料金を必要としたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金

第17条第1項及び第2項中「額」を「定額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路及び駐車場の利用料金の額とする。

第20条第1号中「退職者」を「退職等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の規定

は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法(昭和25年法律第216号)第28条第4項又は第29条の規定により退職等となった場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額<u>及び実費額</u>により支給する。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた<u>後の</u>最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) (略)

2・3 (略)

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1)～(4) (略)

(5) 第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) (略)

(旅行雑費)

第17条 旅行雑費の額は、1日につき300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、在勤庁から目的地までの距離が100キロメートルを超える場合の当該目的地に旅行した日にあつては、旅行雑費の額は、1日につき600円とする。

(新設)

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職者となった場合には、次に規定する旅費

ア・イ (略)

(2) (略)

(3) 公務上の必要により別に特別車両料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、現に支払った特別車両料金

(4) (略)

2・3 (略)

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1)～(4) (略)

(5) 第3号に規定する船舶による旅行の場合において、公務上の必要により別に特別船室料金を必要としたときには、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金

(6) (略)

(旅行雑費)

第17条 旅行雑費の定額は、1日につき300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、在勤庁から目的地までの距離が100キロメートルを超える場合の当該目的地に旅行した日にあつては、旅行雑費の定額は、1日につき600円とする。

3 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路及び駐車場の利用料金の額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア・イ (略)

(2) (略)

議案第4号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月9日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

令和6年度及び令和7年度の保険料率を改定するとともに、医療保険制度の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第3位」を「第4位」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「100分の8.39」を「100分の9.11」に改める。

第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「43,400円」を「43,800円」に改める。

第11条中「660,000円」を「800,000円」に改める。

第13条第1号ア中「及び法第117条第2項の規定による拠出金」を「、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第3号中「に、」を「の48分の52に相当する額に、」に、「すべて」を「全て」に改める。

第15条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

第18条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、千葉県後期高齢者医療広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の規定の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「800,000円」とあるのは、「730,000円」とする。

- (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- (2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は670,000円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。
- 3 第1項の場合における所得割率は、100分の8.45とする。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(保険料の所得割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の所得割率に小数点以下<u>第3位</u>未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>令和4年度及び令和5年度</u>の所得割率は、<u>100分の8.39</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>令和4年度及び令和5年度</u>の被保険者均等割額は、<u>43,400円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介</p>	<p>(保険料の所得割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の所得割率に小数点以下<u>第4位</u>未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>令和6年度及び令和7年度</u>の所得割率は、<u>100分の9.11</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>令和6年度及び令和7年度</u>の被保険者均等割額は、<u>43,800円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>800,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の賦課総額)</p> <p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条から第11条までの規定により算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介</p>

護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ (略)

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定に

護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ (略)

(2) (略)

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定に

よる減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に290,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に535,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(保険料の額の通知)

第18条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

よる減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に295,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に545,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) (略)

2 (略)

(保険料の額の通知)

第18条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、同様とする。

